

医療の会計・税務 第3回

医療事業部より
平成26年6月

H26.4.1日より消費税率が5%から8%に引き上げられました。これにより、医療機関の負担は大きくなると言われています。

では、どのように負担が大きくなるのか、消費税の仕組みから説明したいと思います。

まず、事業者には消費税の納税義務がある「**※課税事業者**」と納税義務が無い「**※免税事業者**」に分かれます。

「課税事業者」に該当する場合には、納付する消費税の計算方法は「本則課税」と「簡易課税」の2つがありますが、今回は「本則課税」で説明いたします。

「本則課税」は、

売上に対する消費税－仕入れに対する消費税＝納付する消費税
と消費税の納付額を計算する方法です。

$$\begin{aligned} & \text{売上(税抜)} \times \text{税率} - \text{仕入(税抜)} \times \text{税率} \\ 5\% \text{の場合} & : 1,000 \text{万円} \times 5\% (50 \text{万円}) - 700 \text{万円} \times 5\% (35 \text{万円}) = 15 \text{万円} \\ 8\% \text{の場合} & : 1,000 \text{万円} \times 8\% (80 \text{万円}) - 700 \text{万円} \times 8\% (56 \text{万円}) = 24 \text{万円} \end{aligned}$$

これが小売業の場合であれば、仕入れに対する消費税が5%→8%へ増加した分、売上に対する消費税も5%→8%に増加するため、実質負担はゼロとなります。

小売業の場合（課税事業者）

$$\begin{aligned} & \text{売上額(税込)} - \text{仕入額(税込)} - \text{納付額} \\ 5\% \text{の場合} & : 1,050 \text{万円} - 735 \text{万円} - 15 \text{万円} = 300 \text{万円} \\ 8\% \text{の場合} & : 1,080 \text{万円} - 756 \text{万円} - 24 \text{万円} = 300 \text{万円} \end{aligned}$$

実質的な
負担ゼロ！

しかし、医療機関の収入の柱は社会保険診療報酬であり、その消費税は**非課税**とされています。売上は消費税が非課税とされているため、増税後も消費税分の収入は増えません。ですが、仕入れについては消費税が課税されているため、増税3%分支払額が増加してしまいます。なお、医療機関は「**免税事業者**」が多いため、**免税事業者を前提に進めてまいります。**

医療機関の場合（免税事業者）

$$\begin{aligned} & \text{売上高(非課税)} - \text{仕入額(税込)} - \text{納付額} \\ 5\% \text{の場合} & : 1,000 \text{万円(非課税)} - 735 \text{万円} - 0 \text{円} = 265 \text{万円} \\ 8\% \text{の場合} & : 1,000 \text{万円(〃)} - 756 \text{万円} - 0 \text{円} = 244 \text{万円} \end{aligned}$$

差額21万円を
病院負担！

これが、消費税増税により医療機関の負担が大きくなるといわれる理由です。

この負担が医療機関にとって実質的な負担にならないように、「**診療報酬本体**」（医師等の技術料）と「**薬価等**」について**数%の上乗せ措置**がとられています。

「**薬価等**」については、医薬品や医療材料を仕入れるための費用は基本的に消費税が課税されているため、医療機関が負担している消費税分を上乗せする必要があります。そこで市場価格を考慮して2年に一度、「**診療報酬本体**」及び「**薬価等**」の改定が行われており、消費税を織り込んだ一定の算式により計算されています。

「**診療報酬本体**」については、診療に必要な消耗品等のように消費税が課税されている費用、給与等のように消費税が課税されていない費用が混在しているため、課税される費用に応じて上乗せすることとなります。

今回の診療報酬改定では、初診料、再診料などの基本診療を中心に上乗せ措置がとられています。

平成26年4月1日から消費税が8%となったことに伴い、医療機関の負担上昇分を診療報酬に補填されました。

消費税対応分

改定率 +1.36% (約5,600億円)

診療報酬本体+0.63% (約2,600億円)	}	医科	+0.71% (約2,200億円)
薬価改定 +0.64% (約2,600億円)		歯科	+0.87% (約200億円)
材料価格改定+0.09% (約400億円)		調剤	+0.18% (約100億円)

※改定率が増税分の3%でないのは、上記の人件費等の消費税が課されていない費用が考慮されているためとされています。

☆簡単な用語の説明

※課税事業者

法人の場合：当期の前々期の課税売上高（消費税が課税される売上）が**1,000万円超**である事業者のことを言います。

個人の場合：その年の前々年の課税売上高が**1,000万円超**である事業者のことを言います。

※免税事業者

上記の課税売上高が**1,000万円以下**の事業者を言います。